

後期高齢者医療制度(長寿医療制度)のお知らせ

所得の低い方の保険料負担をさらに軽減することになりましたので、お知らせします。

◆平成21年度の保険料の軽減について◆

①均等割の^{*}7割軽減を受ける世帯のうち、後期高齢者医療制度の被保険者全員が、年収入80万円以下(その他各種所得がない)の世帯については、**均等割額を9割軽減します。**

※7割軽減対象者とは、世帯主とその世帯に属する被保険者の総所得金額等の合計が、基礎控除額33万円を超えない方。

②所得割を負担する方のうち、総所得金額等から基礎控除額33万円を差し引いた額(旧ただし書き所得)が58万円以下の方については、**所得割額を一律5割軽減します。**

③制度加入直前に^{*}被用者保険の被扶養者であった方については、**均等割額を9割軽減します。**

※被用者保険とは全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合など。

【問い合わせ先】 国民健康保険課 後期高齢者医療係 電話42-2111(内線275)

「市・県民税」の公的年金からの特別徴収制度(年金からの天引き)が導入されます

平成21年10月からその年の4月1日において、65歳以上の公的年金受給者(その年度分の支給額が年額18万円以上の老齢基礎年金又は老齢年金、退職年金等を同日に受給している方)で、その年度の個人住民税の納税義務のある方は、公的年金等の所得に対する個人住民税が年6回の年金支給のつど、**公的年金から特別徴収(天引き)**されます。

厚生年金、共済年金などの公的年金等に対する所得額に応じた税額が対象ですが、**特別徴収されるのは、老齢基礎年金又は老齢年金、退職年金等**

のみです。(対象となる方以外の公的年金等の所得に対する個人住民税の納税方法は、普通徴収となります。)

年金所得のほかに給与・農業所得等がある場合は、**年金所得のみ特別徴収となり**、その他の所得については、今までどおりの普通徴収となります。

この個人住民税の公的年金からの特別徴収は、個人住民税の納税方法を変更するもので、**新たな税負担が生じるものではありません。**

特別徴収される公的年金の種類及び徴収される税額等は、その年の6月に市から送付される「税額決定通知書」でお知らせします。なお、特別徴収が始まる年度の前半(6月、8月)については、普通徴収となります。

【問い合わせ先】税務課 市民税係 電話42-2111(内線212・216・218)

広 告

よしだ耳鼻科・小児科
耳鼻科・小児科・内科・アレルギー科

いびき・睡眠時無呼吸でお悩みの方、ご相談下さい

院長：秋田 三和興 副院長：秋田 直子

予約専用受付電話

0172-33-2306

〒036-8155 弘前市中野2-1-15 <http://www.yoshida-js.com/> (PC・携帯)
平日/AM9:00~12:00 PM3:00~7:00 土曜/AM9:00~1:00 休診/日・祝日

広 告

母志望校にする！
萩野学習会

・進学・学習指導教室・
萩野学習会

対象：小学生・中学生(国・英・数・社・理)

平成20年度入試合格実績[一部掲載]

弘前高校3名、八戸高校1名、木造高校9名、
五所川原高校(理数)1名、普通4名、五所川原工業(電子)1名
〒038-3136 つがる市木造萩野13-23(商工会館裏)

0173-42-1738

地元で16年の実績が合格へと導きます！

平成21年度犬の登録及び 狂犬病予防注射の日程【木造地区・稲垣地区】

犬の登録料金(新規のみ)は3,000円、
狂犬病予防注射料金は3,000円となっています。

【木造地区】

日	地区名	場 所	時 間
4月13日(月)	若緑団地・桜木団地	若緑集会所前	9:20~9:35
	田 町	加福豆腐店前	9:40~9:50
	上 町	長内自動車前	9:55~10:20
	//	佐野国三宅前	10:25~10:35
	松原・松原団地	松原集会所前	10:40~11:05
4月14日(火)	蓮 沼	佐々木九郎宅前	11:10~11:20
	赤根・赤根団地	赤根団地内公園	13:35~14:00
	浮 葉	福岡商店前	14:05~14:35
	横 町	つがる市シルバー人材センター前	9:10~9:30
	范 中	野呂茂宅前	9:35~9:55
4月15日(水)	千 代 町	中央公民館前	10:00~10:15
	有 楽 町	商工会館横駐車場	10:20~10:35
	吉岡下木造・清水町	環境改善センター前	10:40~11:10
	//	宝祥向かい側	13:20~13:35
	追 広	白戸謙蔵宅前	13:40~13:50
4月16日(木)	浦 船 団 地	浦船団地集会所前	14:00~14:10
	桜 井	高橋隆宅前	14:15~14:30
	里 見	杉森鉄太郎宅前	14:35~14:45
	芦 沼	旧木造町農協支所前	9:15~9:30
	蓮 川	三十三観音堂前	9:40~10:20
4月17日(金)	川 除	老人憩の家前	10:30~10:50
	芦 屋	芦屋公民館前	11:00~11:15
	豊 田	千年川石碑前	13:20~13:30
	今 市	今市コミュニティセンター村の家前	13:40~13:55
	立 花	立花消防屯所前	14:05~14:20
4月18日(土)	出 野 里	出野里公民館前	14:25~14:40
	芦 部 岡	芦部岡集会所前	14:45~15:00
	蓮 花 田	天満宮神社前	9:10 ~ 9:40
	永 田	神明宮神社前	9:50~10:20
	土 滝	旧土滝公民館前	10:30~10:50
4月19日(日)	大 畑	大畑集会所前	11:00~11:20
	西 林	鹿嶋神社前	13:25~13:40
	東 林	乳井光武宅前	13:45~14:00
	生 田	生田消防屯所前	14:05~14:20
	堅 固	馬頭観音堂前	14:25~14:35
4月20日(月)	石 館	石館・堅固コミュニティ消防センター前	14:40~15:00
	兼 館	兼館消防屯所前	9:15~9:35
	善 積	旧善積保育園前	9:45~10:05
	タ 日 岡	江良勝己宅前	10:10~10:20
	出 崎	出崎集会所前	10:25~10:35
4月21日(火)	加 納	田戸岡善一宅前	10:55~11:05
	中 の 林	稲葉光昭宅前	11:15~11:25
	濁 川	葛西正寛宅前	13:20~13:30
	中 館	高杉鉄工所前	13:35~13:50
	町 居 田	稲荷神社前	13:55~14:05
4月22日(水)	柴 田	成田商店前	14:10~14:40
	十 文 字	三橋直次宅前	9:20~9:30
	近 野	近野・十文字コミュニティ消防センター前	9:35~9:55
	平 野	葛西和子宅前	10:05~10:15
	菊 川	旧木村商店前	10:20~10:35
4月23日(木)	千 代 田	長内豊治宅前	10:45~11:00
	//	千代田集会所前	11:05~11:25
	遠 山	稲荷神社前	13:25~13:40
	吉 見	旧菊池商店前	13:50~14:10
	福 原	福原コミュニティ消防センター前	14:20~15:00

◆犬の飼い主は、「狂犬病予防法」により、犬の登録と年1回の
予防注射を受けさせることが義務付けられています。違反し
た場合には3万円以下の罰金、また、犬を放し飼いにすると1
万円以下の罰金(県条例)が課せられます。

日	地区名	場 所	時 間
4月24日(金)	下 福 原	旧長谷川商店前	9:20~9:35
	三 ツ 館	光明寺前	9:45~10:05
	広 岡	長谷川譲宅前	10:15~10:45
	//	旧広岡消防屯所前	10:50~11:05
	//	河嶋石油店前	11:10~11:20
4月25日(土)	四 軒 屋	長谷川テル宅前	13:30~13:40
	あ ざ み 岡	木元神社前	13:45~13:55
	越 水	老人憩の家前	14:05~14:30
	//	旧木造町農協支所前	14:35~14:55
	駒 田	駒田集会所前	9:20~9:50
4月26日(日)	吹 原	吹原コミュニティ消防センター前	10:00~10:10
	南 広 森	大沢光弘宅前	10:20~10:50
	小 田 原	小田原消防屯所前	11:10~11:25
	丸 山	工藤輝宅前	13:30~14:00
	//	工藤久雄宅前	14:10~14:30
4月27日(月)	出 来 島	長内建設前	9:30~9:55
	//	老人憩の家前	10:00~10:20
	//	四所神社前	10:25~10:45
	菰 槌	木村晋一宅前	10:55~11:15
	//	菰槌公民館前	13:30~13:50
4月28日(火)	//	佐藤一久宅前	13:55~14:10
	//	菰槌コミュニティ消防センター前	14:15~14:35
	大 湯 町	大湯町コミュニティ消防センター前	9:30~9:55
	館 岡	旧館岡公民館前	10:05~10:40
	亀 ケ 岡	野呂廣秀宅前	10:45~11:05
4月29日(水)	筒 木 坂	三橋光徳宅前	13:30~13:45
	//	筒木坂コミュニティ消防センター前	13:50~14:10
	//	旧中千代商店前	14:15~14:35
	平 滝	平滝コミュニティ消防センター前	14:45~15:00

【稲垣地区】

日	地区名	場 所	時 間
4月30日(木)	吉 出	工藤一郎宅前	8:45~9:00
	沖 善 津	沖善津屯所前	9:05~9:20
	再 賀	佐々木慶一郎宅前	9:25~9:40
	千 年	千年集会所前	9:45~10:05
	語 利	JAつがるにしきた倉庫前	10:10~10:20
4月31日(金)	沼 館	野宮商店前	10:30~10:40
	//	沼館老人憩いの家前	10:45~10:55
	//	緑川十文字	11:00~11:10
	福 富	福富集会所前	11:15~11:30
	元 増	稲垣体育館前	11:35~11:50
4月32日(土)	沼 崎	稲垣支所前	13:00~13:20
	野 田	駐在所前	13:25~13:40
	//	下野田集会所前	13:45~14:00
	桑 田	藤田隆一宅倉庫前	14:05~14:25
	野 末	野末集会所前	14:35~14:45
4月33日(日)	穂 積	穂積集会所前	14:50~15:05
	細 沼	神社前	15:10~15:25
	鶴 見 里	鶴見里集会所前	15:30~15:40
	家 調	家調集会所前	8:45~9:00
	繁 范	JAつがるにしきた繁田出張所前	9:05~9:25
4月34日(月)	繁 田	今商店前	9:30~9:50
	船 越	石戸谷均宅前	10:00~10:10
	下 繁 田	斉藤商店前	10:15~10:25
	//	神守一宅前	10:30~10:40
	下 派 立	下派立集会所前	10:50~11:05
4月35日(火)	前 村	前村集会所前	11:10~11:20
	中 派 立	中派立集会所前	11:25~11:30

【問い合わせ先】 環境衛生課 環境係 電話42-1110

万が一の火災に備えて 「住宅用火災警報器」を設置しましょう

住宅用火災警報器は、火災による煙又は熱を感知して、火災の発生を警報音又は音声で知らせてくれる機器です。(煙を感知する煙式と熱を感知する熱式があります。)

火災をより早く感知するには煙式を設置し、台所など火災以外の煙を感知する恐れのある場所は、熱式を設置しましょう。

また、住宅用火災警報器等の設置義務化を理由に悪質な訪問販売をする悪徳業者にはご注意ください。

【商品
の
一
例】



(煙式)



(熱式)

【問い合わせ先】 つがる市消防本部 予防課 電話42-7744

新築住宅の購入を予定されている皆様へ 住まいを守る法律「住宅瑕疵担保履行法」

住宅瑕疵(かし)担保履行法では、平成21年10月1日以降に新築住宅の引渡しを予定している事業者(建設業者や宅建業者)に対して、瑕疵の補修等が確実に行われるように、保険加入または保証金の供託が義務付けられました。

これにより住宅に係る賠償すべき瑕疵が判明した場合には、注文者(建て主や宅建業者)は事業者へ補修等の請求ができるほか、事業者が倒産等で事業者に請求できない場合は、注文者が直接、加入している保険会社や供託所に対して補修などに要する費用を請求することができます。

新築住宅や建売住宅を購入される方で、建物の引渡しが平成21年10月1日以降を予定されている方は、事業者が着工前に瑕疵担保の履行のための保険に加入しているか(供託については、建物の引渡し前に法務局に必要金額を供託しているか)を必ず確認してください。

なお、規模が小さい住宅など事業者が住宅瑕疵担保履行法の対象とならない住宅もありますが、任意で保険加入することもできますので、ご確認ください。詳しいことは、下記ホームページで閲覧できます。

●国土交通省ホームページ

(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律コーナー)
<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/ka-shitanpocorner/>

●財住宅リフォーム・紛争処理支援センター

<http://www.chord.or.jp/>

【問い合わせ先】建築住宅課 建築係 電話42-2648

平成21年度「児童クラブ」利用者募集!

児童クラブは、父母の仕事などにより、放課後子どもが自宅へ帰っても誰もいないなどの家庭の不安を解消するため行っています。



◆利用にあたって主な留意事項は、次のとおりです。

- 開設日時は、学校授業日の放課後から午後6時までです。
- 保護者が必ず子どもを児童クラブまで迎えに来てください。
- 保護者から負担金をいただいています。
 - ◎保 育 料 月額3,000円(家庭状況により減額措置等があります)
 - ◎おやつ代 月額1,000円~2,000円(クラブ毎に異なります)
 - ◎保 険 料 年額600円(4月1日又は加入時から翌年3月31日まで適用)

*****児童クラブの紹介*****

(①場所 ②電話番号 ③対象学校区)

- ほなみ児童クラブ/①穂波小学校内 ②090-3759-8149 ③穂波小
- 北保すまいるクラブ/①北保育園 ②42-1228(木造北保育園) ③瑞穂小
- こもほ児童クラブ未来/①旧菰槌小学校体育館 ②45-3588 ③瑞穂小
- もりた児童クラブ/①森田中央公民館 ②26-2566 ③森田小
- 育成児童クラブ/①育成小学校内 ②42-2175(福祉課児童福祉係) ③育成小
- かしわっ子クラブ/①柏総合体育センター ②25-3133 ③柏小
- いなほ児童クラブ/①旧沼崎集会所 ②46-2679(いなほ保育園) ③稲垣西小、豊川小
- 富蒔放課後児童クラブ/①富蒔公民館 ②56-2168 ③富蒔小
- 車力児童クラブ/①車力地域子育て支援センター ②56-2106 ③車力小

※利用申し込みの受付は、各児童クラブ又は福祉課で行っております。

【問い合わせ先】福祉課 児童福祉係 電話42-2175

広 告

つがる市初登場

CMでおなじみのポーラのエステ【美白塾】【保湿塾】
でケアしてみませんか? お仕事帰りの方でもOK!
日曜日でもOK!お電話にて予約承ります。(完全予約制)

あなたの肌を細胞レベルで分析。無料スキンチェック受付中。
あなたの肌データに合わせたサンプルセットプレゼント!



POLA エステイン青空

つがる市木造増田30-11(木造駅前通り)
TEL0173(42)5763 担当:浜山

エステディシャン募集中!!
美容に興味のある方大歓迎!

平成21年度から市営住宅の家賃制度が変わります

平成21年4月から、公営住宅法施行令の一部改正が行われ、公営住宅の**入居収入基準及び家賃制度**が見直されることになりましたので、その概要をお知らせいたします。

今回の見直しは、つがる市だけに限らず、全国的な見直しとなっておりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

■入居収入基準等の見直し

【改正前(平成21年3月まで)】

※政令月収	一般世帯「20万円以下」
	※裁量階層「26万8千円以下」



【改正後(平成21年4月から)】

政令月収	一般世帯「15万8千円以下」
	裁量階層「21万4千円以下」

※【政 令 月 収】世帯の1年間の総所得金額から、各種控除額を差し引き12で割った金額のことです。

※【裁量階層世帯】公営住宅法施行令において、入居収入基準の緩和が認められた方で、一定の障害者・高齢者・小学校就学前の子どもがいる世帯等。

■家賃制度の見直し(家賃算定基礎額の見直し)

【改正前(平成21年3月まで)】

収入月額	収入 分位	家賃算定
0～123,000円	1	37,100円
123,001～153,000円	2	45,000円
153,001～178,000円	3	53,200円
178,001～200,000円	4	61,400円
200,001～238,000円	5	70,900円
238,001～268,000円	6	81,400円
268,001～322,000円	7	94,100円
322,001円以上	8	107,700円



【改正後(平成21年4月から)】

収入月額	収入 分位	家賃算定
0～104,000円	1	34,400円
104,001～123,000円	2	39,700円
123,001～139,000円	3	45,400円
139,001～158,000円	4	51,200円
158,001～186,000円	5	58,500円
186,001～214,000円	6	67,500円
214,001～259,000円	7	79,000円
259,001円以上	8	91,100円

収入分位と連動して家賃算定基礎額を見直しするため、全ての入居者の家賃が増減する可能性があります。(最終的な家賃増減は、家賃算定基礎額以外の諸係数により異なります。)

新・旧家賃算定=家賃算定基礎額×市町村立地係数×規模係数×経過年数係数×利便性係数

※旧家賃より新家賃が上回った場合は、「激変緩和措置」が講じられます。

平成21年4月からの家賃=旧家賃(平成21年3月の家賃)+激変緩和措置

「激変緩和措置」とは、急激な家賃の増加を避けるため21年度から24年度までの間、一定の割合で年度毎に家賃を加算し、25年度から新制度の家賃に移行するための経過措置です。

【問い合わせ先】 建築住宅課 市営住宅係 電話42-2111(内線381・386)

広 告

不可能を
可能にします!!



平成21年度 3月生(3月15日スタート) 受付中!

- (A)小学1年～6年(算・国・英・選択)〈1科目:4,000円〉
- (B)中学1・2年(英・数・国・理・社)〈必修〉〈15,000円〉
- (C)高校1・2年(英・数・現・古・漢文・生・化・物)〈1科目:12,000円〉
- (D)高校受験生(英・数・国・理・社)〈必修〉〈20,000円〉
- (E)大学受験生(セタ・対策・私立・英・数・現・古・漢文・生・化・物)〈1科目:12,000円〉
- (F)公務員初級・国家Ⅲ種コース (G)看護医療系コース
- ◆英検5級～2級まで塾生は受講料免除となります。
- ◆高校1・2年は「五高出身コース」「木高出身コース」「一般コース」あり

27年の実績と伝統!

受験研究会

〒037-0016 五所川原市一ツ谷527-14
〈「赤～いりんごの並木道」通り〉

TEL:0173(34)9682 FAX:0173(34)7691

「平成21年度水田・畑の新対策」について

◆水田等有効活用促進交付金【(新規)21年度～】

食料需給率向上のため、21年度から転作の拡大、調整水田等への作付けなど、新たに小麦、大豆、飼料作物、飼料用米の作付け面積を拡大した場合、拡大面積に対して助成金を交付します。

— 対 象 作 物 —

- (1)小麦・大豆・飼料作物 35,000円/10a程度
 ①小麦、飼料作物は収穫年での拡大分が該当します。
 ②大豆は単収3俵以上の場合、「3,000円/俵」加算されます。
 ③飼料作物にはWCS用稲を含みます。
- (2)飼料用米 55,000円/10a程度
 55,000円の内5,000円はコスト削減等の取り組みに対する加算です。

— 助 成 内 容 —

- ①転作の産地確立交付金は上乗せできません(この交付金と両方はもらえません)。
 ②単価は当協議会への配分により単価調整があります。
 ③水田・畑経営所得安定対策加入者は、固定払相当額及び成績払いがあります。
 ④畑の不作付地(20年)へ作付拡大の場合は、「15,000円/10a」(助成期間1年間)

—助成に当り取り組む内容—

- ①営農計画書を提出していること(畑の場合、耕作証明書を添付の上、提出すること)。
 ②生産調整実施者であること(水田を耕作している場合)。
 ③20年度よりも対象作物が拡大していること(20年に作物が作付けられている田畑に対象作物を作付けしても拡大とはなりません)。
 ④実需者との「は種前契約等」があること。
 ⑤捨て作りを行わないこと(地域平均単収の8割以上)。
 ⑥水田の場合、21年度新規転作田(転作の拡大)及び20年度調整水田・自己保全等の水田で作付け拡大すること。
 ⑦低コスト化・高品質化に向けた技術の導入(下表参照)。

《水田は3ポイント以上、畑では4ポイント以上の技術に取り組んでください》

	技術ポイント	水 田	畑
飼 料 用 米	2	●団地化 ●土地利用集積 ●疎植栽培 ●直播栽培 ●高度施肥管理(土壌診断、葉色診断に基づく施肥管理等)など	
	1	●多収性品種の導入 ●温湯種子消毒など	
小 麦	2	●団地化 ●土地利用集積 ●高度施肥管理(土壌診断、 葉色診断に基づく施肥管理等)など	
	1	●弾丸暗渠 ●明渠 ●赤カビ病防除 ●土壌改良など	
大 豆	2	●団地化 ●土地利用集積 ●高度施肥管理(土壌診断、 葉色診断に基づく施肥管理等) など	●団地化 ●土地利用集積 ●高度施肥管理 (土壌診断、葉色診断に基づく施肥管理等)など
	1	●弾丸暗渠 ●明渠 ●土壌改良など	●心土破碎 ●明渠 ●土壌改良など
飼 料 作 物	2	●団地化 ●土地利用集積など	●団地化 ●土地利用集積など
	1	●弾丸暗渠 ●明渠 ●高度施肥管理(土壌診断、葉色 診断に基づく施肥管理等) ●土壌改良など	●心土破碎 ●明渠 ●高度施肥管理(土壌診断、 葉色診断に基づく施肥管理等) ●土壌改良など

- 飼料用米への加算(5,000円/10a)、大豆への加算(3,000円/俵)については、それぞれ1ポイント加えます。
 ●飼料作物のうちWCS用稲については、飼料用米の技術に準じます。
 ●畑作については、4ポイント以上の技術に取り組んでください。

◆産地確立交付金(産地づくり交付金から名称変更)等

詳しくは、米と転作の配分通知と同封した「平成21年度米の生産調整(転作)について」をご覧ください。

【問い合わせ先】 一つがる市地域水田農業推進協議会事務局

一つがる市水田農業対策室(一つがる市柏支所内)電話25-2111(内線21~23)

●一つがるにしきた農協 一つがる支店(電話46-2215)・富苑支店(電話56-3171) ●木造町農協(電話42-9116)

平成21年つがる市農作業等標準額表

平成21年つがる市農作業等標準額を下表のとおり設定しました。農業経営の参考としてご利用ください。

なお、1日8時間労働でいずれも賄いなしの基準としております。

(単位:10a当り)

作 業 名 等				標 準 額		付 記
農作業 賃 金	1	水田及び畑等一般作業		男女とも1日当り	5,100円	時間給の場合1時間当り630円
	2	剪定作業		男女とも1日当り	8,000円	
	3	草刈り(油含まず)		男女とも1日当り	10,000円	
請 負 料 金 (税 込)	4	畑耕起	トラクター	1 回	3,500円	ブ라우耕起及び重粘土・湿地・ 距離等により割増をする
				2 回	5,000円	
			ブ라우	—	3,000円	
			トレンチャー	長いも	30,000円	
				ごぼう100m当り	2,600円	
	5	りんご園耕起	トラクター	1 回	4,000円	
				2 回	7,000円	
	6	肥料散布		1種類	500円	
	7	水田耕起			4,500円	標準深耕10cmとし深耕・重 粘土・超湿地の場合割増 (パワーデスクブ라우も同じ)
	8	水田荒かき		2 回	3,500円	
	9	水田代かき		2 回	4,000円	
	10	水田の耕起から代かき			11,000円	水管理含む
	11	田植機		苗なし	5,500円	側条植えは割増する
				苗付	23,500円	側条植えは割増する・苗運搬なし
	12	コンバイン		結束なし	11,000円	籾の運搬含む
				結束あり	13,500円	籾の運搬含む・糸付
	13	米の乾燥・調整		60kg当り	1,600円	
	14	わら収集		ベラー	4,000円	糸付
				レーキ	1,000円	
	15	畦塗り		片道100m当り	2,500円	
	16	マルチング		200m当り	1,500円	普通うね
2,500円					高うね	
17	心土破碎機(サブソイラー)		100m当り	400円	標準深耕40cm	
18	みぞ堀機(明渠)		100m当り	2,000円		
19	麦	播種	ロータリー式	3,000円	耕起を含む	
		刈取り		6,000円		
		乾燥・調整	60kg当り	1,600円		
20	大豆	播種		1,500円		
		除草剤散布		900円		
		中耕・培土		1,200円		
		農薬散布		1,000円	ヘリコプター使用の場合	
				900円	ブームスプレーヤーの場合	
		刈取り		6,500円		
		乾燥・調整	60kg当り	1,500円		
オペレーター	21	農業用機械の運転		1日当り	8,000円	
●つがる市標準小作料(平成21年4月より適用)				田(10a当り)24,000円	畑(10a当り)6,500円	

※表にない項目については、双方で協議してください。

【問い合わせ先】 つがる市農業委員会事務局(柏支所内) 電話25-3820